五十六　トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びマンダリンその他のシトラス・レティクラタの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十七～七十六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十一号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日　　農林水産大臣　野上浩太郎

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　外局 第一節・第二節　（略） 第三節　水産庁 第一款　（略） 第二款　地方支分部局（第五百四十七条―第五百八十一条） 第三章　農林水産省顧問及び農林水産省参与（第五百八十二条・第五百八十三条） 第四章　（略） 附則 （技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官） **第四条**　政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十三人、企画官七十八人、調整官七人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人及び食料自給率専門官二人を置く。 2～11　（略） （ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業調整官、新事業・食品産業専門官、新事業創出専門官、六次産業化専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官） **第八条**　（略） 2　ファイナンス室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業に関する事務のうち食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関すること。	目次 第一章　（略） 第二章　外局 第一節・第二節　（略） 第三節　水産庁 第一款　（略） 第二款　地方支分部局（第五百四十七条―第五百八十二条） 第三章　農林水産省顧問及び農林水産省参与（第五百八十三条・第五百八十三条の二） 第四章　（略） 附則 （技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官） **第四条**　政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十三人、企画官七十九人、調整官七人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人及び食料自給率専門官二人を置く。 2～11　（略） （ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業調整官、新事業・食品産業専門官、新事業創出専門官、六次産業化専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官） **第八条**　（略） 2　ファイナンス室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） （新設）